

○大隅肝属広域事務組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第13号

肝属地区一般廃棄物処理組合初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合職員の給与に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第21号）に基づき、初任給、昇格、昇給等の基準について必要な事項を定めるものとする。

（準用規定）

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関しては、鹿屋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年鹿屋市規則第48号）を準用する。この場合において同規則の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号。以下「条例」という。）	大隅肝属広域事務組合職員の給与に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第21号）第3条の規定により準用する鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号。以下「条例」という。）
鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号。以下「休暇条例」という。）	大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第17号）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号）
鹿屋市職員の定年等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第36号）	大隅肝属広域事務組合職員の定年等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第14号）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の定年等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第36号）
市長	管理者

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。